

委員会運営に関する申合せ

平成24年5月9日
正副委員長会議決定

第1 調査審議に関する事項

- 1 常任委員会については委員長の運営方針を、特別委員会については委員会で決定した重点調査項目や運営方針をホームページで公表するものとする。また、常任委員会については、委員会で協議の上、年間を通じて議論する必要がある重要課題があれば、重点審議事項として位置付けるものとする。
- 2 常任委員会と特別委員会の重点的審議事項については、調査審議の中間で論点整理を行い、ホームページで公表するものとする。
- 3 委員会の政策論議の活性化のため、県政の重要課題については、委員長や委員の発議があれば、委員会で協議の上、委員間討議を行うものとする。

論点整理を行った委員会の重点的審議事項については、整理した論点を基に委員間討議を行うものとする。

第2 行政調査に関する事項

- 1 委員会の行政調査の調査先については、委員長一任は行わず、委員会で十分協議して決定するものとする。
- 2 調査回数については、調査の必要性に応じて、予算の範囲内で弾力的に取り組むものとする。
- 3 県政の重要課題の調査審議に資するとともに、開かれた議会の実現と委員会の活性化を図るため、委員会の県内行政調査の一環として県民参画委員会を実施するものとする。

なお、実施に当たっては、滋賀県議会県民参画委員会実施要綱に定めるところによるものとする。